

大槌町営建設工事等における合冊入札に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 大槌町が発注する建設工事等について、円滑で適正な建設工事等を実施することを目的とし、複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する合冊入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合冊入札 複数の請負契約等を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約等に係る入札を一つの案件として執行する入札
- (2) 建設工事等 建設工事及び合冊入札の必要性が認めれる業務委託
- (3) 主体工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、設計金額が最も大きい主たる建設工事等
- (4) 関連工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、主体工事以外の従たる建設工事等
- (5) 合冊入札予定価格 合冊入札にて執行する場合の予定価格

(設計金額等の算出)

第3条 合冊入札予定価格、最低制限価格の算出の基礎となる設計金額は、主体工事と関連工事の設計金額の合計額とする。

- 2 合冊入札における工種は、主体工事の工種とするものとする。

(入札)

第4条 合冊入札に係る入札書は1枚とし、主体工事及び関連工事の合計金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

- 2 合冊入札に係る内訳書は、それぞれの建設工事等ごとに作成するものとする。

(契約書)

第5条 合冊入札に係る契約書は、それぞれの建設工事等ごとに作成するものとする。

(契約金額の算出)

第6条 主体工事及び関連工事の契約金額は、合冊入札における税抜落札金額を設計金額の割合に応じて按分した金額（以下「税抜按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

2 税抜按分落札金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数の100の位を四捨五入するものとし、主体工事及び関連工事の税抜按分落札金額の合計額が税抜落札金額に合致しない場合は、主たる工事等の税抜按分落札金額で調整するものとする。

(入札結果等の公表)

第7条 入札結果の公表は、合冊入札予定価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(配置技術者等)

第8条 主体工事及び関連工事に配置する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、主体工事及び関連工事の契約金額の合計が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する額以上になる場合は、主任技術者等は専任の者でなければならない。

2 前項の場合において、主体工事及び関連工事の下請契約の請負代金の合計が令第2条第1項に規定する額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

3 主体工事及び関連工事のいずれか、又は全ての工事において、建設工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合、同一の者が当該合冊入札工事以外の建設工事の主任技術者等を兼ねることはできない。

4 主体工事及び関連工事に配置する現場代理人は、同一の者が兼ねることができるものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和4年5月23日決裁）

この基準は、決裁の日から施行する。